

日豪 EPA 合意 (農業関係)

国内の農畜産業に十分配慮した合意を確保しました。

日豪 EPA (経済連携協定) は、交渉開始から 7 年間にわたり、わが国として全力を挙げて交渉を続けてきた結果、今般、オーストラリアとの間で大筋合意に達しました。オーストラリア側から農産品の関税撤廃を強く求められていましたが、期限を決めずに粘り強く交渉をしたことで、国内の農畜産業の存立及び健全な発展を図っていただけるような合意を確保することができました。

米・麦・砂糖	● 基本的に、 関税撤廃等から除外 。(場合により再協議)
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ● 国産牛と競合しうる冷蔵牛肉 関税率の削減は長期間 (15年) をかけて段階的に行い、最終税率は冷凍牛肉 (19.5%) よりも高い水準 (23.5%) を確保。 ● 急に輸入が増えた場合、関税率を現行水準 (38.5%) に戻し、数量制限を課す (セーフガード) を導入。
乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 最も重要なバター・脱脂粉乳は、今回は除外して守る。 ● 加工用チーズ 今後消費が増えるので、国内需要の増加の範囲内で輸入し、国産チーズの使用を義務付ける仕組み (関税割当) を設定することにより、乳製品の国内生産に影響を及ぼさないよう配慮。

これらの措置によって、国内の農畜産業の産地に与える影響を極小化することができます。今後は、生産者の皆様が引き続き意欲を持って経営を続けられるよう、生産性の向上等による競争力強化と、畜産農家の振興、肉用牛の振興を図り、農業・農村所得倍増目標 10 力年戦略の実現も着実に図っていきます。